

地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護計画の作成にあたっての注意事項

①「サービスの提供を行う期間」

介護予防認知症対応型通所介護計画には、必ず「サービスの提供を行う期間」を記載してください。

②「送迎時における居宅内介助等」

地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。

- (1) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及び地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護計画（以下「介護計画」といいます。）に位置づけた上で実施する場合
- (2) 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

③「各プログラムの（所要）予定時間」

各プログラムの（所要）予定時間については、当該サービスを提供するための標準的な時間を設定してください。

④「合計所要時間」

地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護の報酬は、所要時間に応じた区分で算定しますが、所要時間による算定区分については、厚生労働省告示により、現に要した時間ではなく、介護計画に位置づけられたサービスを行うための標準的な時間によることとされています。時間に応じた適切な報酬算定を行う等の観点から、この「標準的な時間」については、例えば、交通渋滞等により事業所への到着が遅れた場合であっても、介護計画に位置づけられたサービス内容を確実に提供できる時間の設定にご配慮ください。

ただし、サービス提供実績が、介護計画に位置づけた所要時間（標準的な時間）を頻繁に下回る場合には、所要時間に応じた算定区分の変更も含めた介護計画の見直しが必要となりますのでご注意ください。

※参考・・・介護保険給付に関する Q&A Q7-2（世田谷区介護保険課）

⑤「延長サービス」

計画に位置づけたプログラムが終了した後に、家族の出迎えの都合等により、さらに延長（預かり）サービスを提供する場合は、計画外として扱い、別途利用料を徴収することができます。

⑥「サービスの実施状況及び目標の達成状況」

特に、介護予防認知症対応型通所介護については、次のように定められているので、ご注意ください。

【世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 第43条】

第11号 介護予防認知症対応型通所介護においては、少なくともつきに1月に1回は利用者の状態、サービスの提供状況を介護予防支援事業者に報告するとともに、サービス計画期間終了時まで少なくとも1回は計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。

第12号 管理者は、モニタリング結果を記録し、当該記録を介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

第13号 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うこと。